

国の予算・施策に関する
緊急提案・要望

平成25年1月
京 都 市

国の予算・施策に関する緊急提案・要望

安倍内閣におかれましては、強い「経済の再生」、「外交・安全保障の再生」、世界トップレベルの学力や歴史・文化を尊重する態度などを取り戻すための「教育の再生」、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくるための「暮らしの再生」を政権運営の基本方針に掲げ、我が国が直面する重要課題に果敢に取り組むこととされております。

京都市におきましては、住民に最も近い基礎自治体であり、かつ広域行政をも担う政令指定都市として、これまでから、147万人京都市民のいのちと安心安全な暮らしを支える責任を果たすとともに、日本の精神文化の拠点都市である京都の文化や景観を我が国の貴重な財産として守り、また、創造しながら、日本の文化首都としての役割を誇りと使命感を持って担ってまいりました。

こうした中で、国におかれましては、平成20年に歴史的風致の維持向上のために「歴史まちづくり法」を制定され、また昨年には超党派の国会議員連盟により提出された「古典の日に関する法律」を制定いただいたところであり、この間の御尽力に改めて御礼を申し上げます。

さて、先行きが不透明な経済情勢の中にあって、中小企業の活性化、雇用の創出、危機的な状況にある伝統産業や伝統文化の振興、更には、安心安全なまちづくりなど、課題は山積しております。引き続き、あらゆる分野で京都の力を結集し、市民ぐるみで魅力あふれる京都のまちづくりを進め、「世界の文化首都・京都」への飛躍を目指してまいり所存であります。

つきましては、とりわけお力添えを賜りたいと考える以下の点について、緊急に要望致しますので、格段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。

平成25年1月16日

京都市長 **門川 大作**

目 次

1 国家戦略としての京都創生の推進，双京構想の実現	1
(1) 「古典の日」の制定を契機とした伝統芸能等の振興，文化庁の移転	1
(2) 歴史的な町並みの保全・再生への支援の充実など歴史まちづくり法の推進	1
(3) 観光庁の移転を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の充実	2
2 日本の文化を世界に発信するための国立京都国際会館における多目的ホールの整備	2
3 リニア中央新幹線「京都駅ルート」の実現	3
4 京都の強みを生かした成長戦略の推進	4
(1) ポスト知的クラスター創成事業や国際科学イノベーション拠点の整備など，産学公連携による新産業の創出，育成	4
(2) コンテンツ産業や伝統産業をはじめとする「京都ブランド」の世界への発信	4
(3) 地域の創意工夫を活かした雇用対策の推進	5
5 社会保障制度改革の推進	6
(1) 生活保護制度における抜本的改革と適正化対策の推進	6
(2) 保育所待機児童の解消など子育て支援施策の強化	6
(3) 民間社会福祉施設の耐震化の促進	7
(4) 国民健康保険制度の抜本的な改革	7
(5) 予防接種，妊婦健康診査等に対する継続的な財政措置と子ども等の医療費に係る補助制度の創設	8
6 安心安全なまちづくりのための社会資本整備の推進	9
(1) 橋りょうの耐震補強と老朽化修繕	9
(2) 道路ネットワークの整備	9
(3) 河川の整備	10
7 真の分権型社会の実現に向けた改革の推進	11
(1) 国・地方の役割分担の見直しと税源配分の是正	11
(2) 地方交付税制度の改革等	11
(3) 大都市特例税制の創設をはじめとする大都市の実態に合った税財政措置	11

1 国家戦略としての京都創生の推進，双京構想の実現

世界の宝，日本の貴重な財産である歴史都市・京都の景観，伝統，文化を守り，また，創造しながら，大切に未来に引き継ぎ，その魅力を内外に発信していくために，日本を代表する歴史都市の再生・活用という国家的見地に立った「国家戦略としての京都創生」の取組を推進していただきたい。

また，日本人の心の支えである皇室の弥栄のために，安心・安全の確保に万全を期すことが大変重要な課題であり，東京だけでなく，京都に皇室の方々にお住まいいただき，東京と京都とが都としての機能を双方で果たす「双京構想」の実現について，御検討いただきたい。

以下，「国家戦略としての京都創生」の推進に向けて，要望します。

(1) 「古典の日」の制定を契機とした伝統芸能等の振興，文化庁の移転

法律の制定を契機として，「古典の日」を国民に更に浸透させ，古典文学や伝統文化に親しむ気運を醸成するために，古典に親しむための教育環境整備や文化振興への財政支援を求めます。

また，日本の文化力の一層の向上，文化芸術立国の推進に加え，行政機能の東京一極集中の是正を図るためにも，歴史的・文化的資産が集積する京都に文化振興の拠点を置き，日本文化を強力に発信していくことが効果的であると考えます。

そこで，京都が先進的に取り組んできた，外国人芸術家が一定期間滞在し，創作活動を行う「アーティスト・イン・レジデンス」の成果をベースに，京都を「アーティスト・イン・レジデンス」の総合情報，施設間連携の拠点とするなど，京都市への文化庁の移転を見据えた文化庁関西元気文化圏推進・連携支援室（関西分室）の更なる機能拡充を求めます。

(2) 歴史的な町並みの保全・再生への支援の充実など歴史まちづくり法の推進

京都市は，平成 20 年に制定された歴史まちづくり法に基づく「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定を受け，酒蔵や歌舞練場，京町家の修理・修景など歴史的な町並みの保全・再生の取組を進めてきました。

今後，こうした取組に加え，これまで進めてきた無電柱化の更なる推進や岡崎地域の京都会館の再整備，更に今後，京都市美術館の再整備も控えていることから，多額の財源が必要となるため，歴史まちづくりを推進するための財政支援の拡充を求めます。

③ 観光庁の移転を見据えた「観光立国・日本 京都拠点」の充実

観光立国の実現に向け、日本文化の原点であり、奥深いほんものの魅力を有する京都が果たすべき役割は極めて大きいと考えます。

京都から日本の魅力を発信し、観光立国・日本を牽引していくために、観光庁の京都への移転も見据え、ILTM Asia の京都への誘致や MICE の共同誘致をはじめとした、訪日外国人誘致のための戦略的な取組を推進するなど、観光庁との共同プロジェクト「観光立国・日本 京都拠点」の更なる充実を求めます。

2 日本の文化を世界に発信するための国立京都国際会館における多目的ホールの整備

近年、国際会議は、規模の大型化・形態の多様化の傾向が顕著となり、大型会議場、ワーキングスペース及び展示・広報等のスペースを備えた多目的な施設であることが求められています。

そうした中で、シンガポール、中国、韓国等のアジア諸国をはじめ世界各国では、会議の大型化・多様化に対応した施設整備が行われており、5,000～12,000 人規模の会議場を備えることが世界のスタンダードとなっています。

しかし、昭和 41 年の開館から 50 年近くを経た国立京都国際会館は、大会議室の収容人数が 1,840 人と少なく、また、ワーキングスペース等のスペースも十分ではないなど、その施設規模及び機能は、世界のスタンダードを満たす状況にはなく、スペース不足のために他国開催となった会議も出てきています。

国際会議を誘致し、日本の文化芸術を世界に発信していくために、我が国最初の、そして現在も、西日本唯一の国立の国際会議場である国立京都国際会館に、少なくとも 5,000 人規模の多目的ホールを整備していただくよう求めます。

3 リニア中央新幹線「京都駅ルート」の実現

リニア中央新幹線の整備は、21世紀の我が国の国土軸のあり方に関する極めて重要な国家政策であります。

しかし、平成23年5月に決定された現在の整備計画は、今から40年前の昭和48年に東海道新幹線の老朽化や事故に備えた代替ルートとして策定された「第二東海道新幹線」の基本計画が、一度も検証されることなく、そのまま踏襲されたものであります。

京都市が京都府や経済界とともに実施した試算では、利用者便益、事業者便益、経済波及効果のいずれにおいても、京都駅ルートが現行計画のルートを上回っており、現行計画のルートは、我が国の新たな国土軸としての議論が尽くされたものとは言えません。

また、名古屋・大阪間の開業が、東京・名古屋間の開業（平成39年予定）から18年遅れることになる現在の計画では、東京一極集中が更に加速しかねません。

千年を超えて、日本の精神文化、ものづくり、芸術文化、宗教等の中心として、人々を魅了し続けてきた都市である京都が国際的に果たす重要性や開業後の採算性等を踏まえ、最適なルートを比較検討していただくとともに、リニア中央新幹線の整備効果を最大限に発揮させるために、

① 「京都駅ルート」の実現

② 「リニア中央新幹線」の国家プロジェクトとしての整備及び東京・大阪間の同時開業のための支援

③ 国際拠点空港である関西国際空港へのアクセス改善

の3点について、要望します。

4 京都の強みを生かした成長戦略の推進

産学公連携による新産業の創出や伝統産業の活性化など、京都の強みを最大限に生かした成長戦略を推進し、京都のブランド力向上による京都経済の力強い再生と市民生活を支える雇用の創出を図るため、以下の点について要望します。

(1) ポスト知的クラスター創成事業や国際科学イノベーション拠点の整備など、産学公連携による新産業の創出、育成

伝統産業から先端技術産業までの幅広い業種が立地する全国有数の「ものづくり都市」であり、大学や研究所が多数立地する「知」の集積地である京都市の特性を生かし、iPS細胞を利用した再生医療をはじめとするライフサイエンスや環境・エネルギー分野における研究開発・事業化の推進、新産業の創出に結びつくイノベーション創出の取組を進めていくためには、国からの支援が必要です。

このため、

- ① 平成24年度末で終了する国の地域イノベーション戦略支援プログラム（知的クラスター創成事業（第Ⅱ期））の成果を継承、発展させるための平成25年度以降における財政支援
- ② 国の24年度補正予算に計上される予定の「国際科学イノベーション拠点」の京都への整備

など成長分野における産学公連携の取組への財政支援を要望します。

(2) コンテンツ産業や伝統産業をはじめとする「京都ブランド」の世界への発信

国におかれては、クール・ジャパン戦略を推進していくために、担当大臣が設けられるなど、コンテンツ産業をはじめとする我が国の魅力の海外発信に向けて、国を挙げて取り組んでいくこととされています。

京都には、「京都国際マンガミュージアム」をはじめとするコンテンツ産業の発展を促す地域資源や日本を代表する伝統工芸品が多く存在しており、様々な強みを持つ「京都ブランド」を世界に向けて発信するため、

- ① マンガ・アニメをはじめとするコンテンツ産業を振興するため、京町家等を活用したクリエイター育成施設の整備や市場創出等の取組に対する支援制度の創設
- ② 京都の伝統産業製品の海外展開に向けた自治体の取組を促進するための支援制度の創設

について、要望します。

(3) 地域の創意工夫を活かした雇用対策の推進

依然として、厳しい経済情勢が続く中、雇用情勢の回復傾向に陰りが見えてきており、とりわけ若年層については厳しい状況です。京都は、市民の1割を学生が占める「大学のまち」であり、若者が夢を持って将来を見通すことができるように支援を実施していくことが、活力あふれるまちづくりを進めていく上で必要不可欠です。

経済の活性化に寄与する雇用対策の更なる充実を図るため、

- ① 緊急雇用対策基金の大幅な積み増しと要件の緩和
 - ② 若年求職者を対象として、地域の創意工夫を活かした総合的な雇用対策や経済対策を継続的・発展的に推進できるような国の支援制度の創設
- について、要望します。

5 社会保障制度改革の推進

平成 24 年 8 月に社会保障・税一体改革関連法が成立し、社会保障制度改革国民会議において、社会保障の充実・安定化と財政健全化に向けた検討が進められようとしています。

社会保障制度改革を進めるうえでは、制度の実施主体である地方自治体と国とが緊密に連携を図ることが不可欠であり、検討を進める上では指定都市をはじめとする地方の意見を十分に反映させることが必要と考えるため、以下の点について要望します。

(1) 生活保護制度における抜本的改革と適正化対策の推進

現在の生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、これまで抜本的な改革が行われておらず、年金制度との不整合や就労自立へのインセンティブが働きにくいなど、今日の社会経済情勢の変化に対応できず、制度疲労を起こしています。

また、生活保護制度は、ナショナルミニマムとして国の責任で実施すべきであり、本来その経費は全額国庫負担とすべきですが、現状では、その 4 分の 1 を地方自治体が負担しており、生活保護に要する負担の増加が地方の財政全体を圧迫しています。

生活保護制度の危機的な状況を解決するため、

- ① 生活保護費の全額国庫負担による実施
 - ② 稼働可能な方とそれ以外の方とを分けた制度とし、稼働可能な方には徹底的な就労支援の実施
 - ③ 医療費の一部自己負担の導入、返還金に係る天引きの制度化、実施機関への調査権の強化など生活保護の適正化に向けた制度の再構築
- といった抜本的な改革を求めます。

(2) 保育所待機児童の解消など子育て支援施策の強化

京都市では、平成 20 年度に創設された国の「安心こども基金」を活用し、保育所の新設及び分園の設置、増改築による定員拡大に取り組んできましたが、就労希望者の増加に伴い保育需要が高まる中で、待機児童の解消には至っていません。

また、市民ニーズに応じたきめ細やかな子育て支援施策を展開していくうえでは、保育所運営に係る国の人員配置基準や、児童館や放課後学童クラブの運営費に対する国庫補助基準額は極めて不十分であるため、本市では独自予算で多額の

継ぎ足しをしています。

こうした状況を踏まえて、

- ① 今後の待機児童の解消や保育所環境改善のための保育所整備に対する恒久的な財政措置
 - ② 保育所運営において、職員配置基準、保育料徴収基準等を京都市独自に改善している現状を踏まえた十分な財政措置
 - ③ 児童館及び放課後児童クラブへの十分な財政措置
- について、要望します。

〔3〕 民間社会福祉施設の耐震化の促進

京都市においては、市内の保育園のうち9割が民間保育園であるなど、福祉施策の推進において民間社会福祉施設が非常に大きな役割を担っています。

民間社会福祉施設の耐震化率は、全国的に十分には進んでいない状況にありますが、その中でも、本市の耐震化率は全国平均をも下回っています。

東日本大震災の経験を踏まえ、施設の耐震化の推進は、喫緊の課題であります。事業者が耐震改修の着手を判断するに当たっては、補助制度適用の可否や事業者負担の割合が大きく影響します。

現行制度の下では事業者負担が大きく耐震化が進みにくいという課題があるため、一刻も早い耐震化に向けて、国庫補助率のかさ上げなど、現行の補助制度を大幅に拡充することを要望します。

〔4〕 国民健康保険制度の抜本的な改革

国民健康保険においては、高齢化の進展や就業形態の多様化等により、高齢者や低所得者の加入割合が高まるとともに、医療費の増加に伴い、保険者と被保険者の負担は過重なものとなっています。

京都市においても、例年一般会計から多額の繰入を行っているものの、平成23年度末で37億円の累積赤字を抱えております。

今後、国保財政の基盤安定化を図るために、他の医療保険制度との一本化などの抜本的な制度改革の早期実現を要望します。

(5) 予防接種，妊婦健康診査等に対する継続的な財政措置と子ども等の医療費に係る補助制度の創設

国民の「いのちと健康を守る」ための施策は，国の責任の下，全国一律で恒久的に隙間なく実施されるべきであり，自治体の財政力によってサービスに差異が生じてはならないと考えます。

京都市をはじめ全国の各自治体が独自に実施している子ども医療費支給制度をはじめ，ヒブ，小児用肺炎球菌，子宮頸がん予防ワクチン予防接種や妊婦健康診査等に対する国の責任による自治体の財政負担を前提としない継続的な財政措置を要望します。

6 安心安全なまちづくりのための社会資本整備の推進

道路や橋りょう、河川などの社会資本は、地域経済を支えるとともに安心安全なまちづくりに不可欠です。老朽化したインフラの維持修繕や耐震補強、道路ネットワークの整備による緊急輸送路の確保、局地的な集中豪雨対策としての河川整備は、わが国にとって喫緊の課題であり、以下の点について要望します。

(1) 橋りょうの耐震補強と老朽化修繕

京都市においては、東日本大震災を踏まえ、ただちに橋りょうの総点検を実施し、その結果、市内の 296 橋について対策が必要であることが判明しました。

平成 23 年 12 月には、「いのちを守る橋りょう健全化プログラム」を策定し、対策が必要な橋りょうのうち、優先的に取り組むべき橋りょうを絞り込み、第 1 期プログラムとして、まず 51 橋の対策を平成 28 年度までに完了させることとしております。また、その後も、2 期、3 期と引き続き取り組んでいく必要があります。

橋りょうの改修には多額の予算が必要であり、第 1 期分だけに限っても約 150 億円もの巨額の予算が必要となります。この他、対策が必要にも関わらず、やむを得ず先送りしている橋りょうも含めると、更に膨大な予算が必要となることから、国における財源の拡充を求めます。

(2) 道路ネットワークの整備

京都市においては、橋りょうの耐震補強や老朽化修繕を重点的に実施するために、新規路線・工区の着工見送りや事業スケジュールの見直しなどを行っており、現在は、連続立体交差化事業や IC アクセス道路、山間部とのアクセス道路など防災面からも重要となる事業などに限って実施しているところです。

しかし、平成 24 年度においては、社会資本整備総合交付金の配分額が本市の必要額の半分となったため、限られた事業でさえ、進ちよくが遅れるなど深刻な影響が生じています。

道路ネットワークの構築に向けて、既に実施中の事業の推進はもとより、現在やむを得ず見送っている事業についても実施が可能となるよう、国における財源の拡充を強く求めます。

(3) 河川の整備

近年、局地的な集中豪雨が多発している状況のもと、河川改修のスピードアップは喫緊の課題となっており、京都市では、本年 8 月までに河川の状況に応じた対策を取りまとめた整備プログラムを策定し、実施していくこととしております。

本市が管理している河川（普通河川）の改修を行う際には、多額の費用を必要とするにも関わらず、国庫補助の対象とならないため、本市単独の財源により事業を実施しなければなりません。

また、改修と併せて、老朽化した護岸の補修など、日常的な維持管理も重要ですが、こうした経費も国庫補助の対象とはなっておりません。

このため、普通河川の改修及び維持管理を対象とした国庫補助制度を新たに創設するなど、国の財政措置を求めます。

7 真の分権型社会の実現に向けた改革の推進

現行の指定都市制度は、「暫定的な制度」として創設されたものであり、事務権限の移譲が部分的なものにとどまっていることや、道府県との役割分担が不明確であることなどの課題があります。

それらを抜本的に解消し、指定都市が個性豊かで活力に満ちたまちづくりを自立的、総合的に推進することにより、成長戦略拠点として日本の発展を一層牽引していくためには、道州制を見据えたうえでの、「特別自治市」の創設が必要です。

また、現行の地方税財政制度には、大都市特有の行財政需要や事務権限に対応していないといった課題があり、大都市の実態に即応する財源の拡充を図るために、以下の点について要望します。

(1) 国・地方の役割分担の見直しと税源配分の是正

真の分権型社会の実現に向けて、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、税配分の是正を行うなど地方税財源を拡充強化することが必要です。

抜本的に役割分担を見直した後に地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲していただきたい。

(2) 地方交付税制度の改革等

地方固有の財源である地方交付税については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで必要額を確保し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行によるのではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応することを求めます。

なお、国家公務員の給与引下げを理由として、交付税を削減する動きがありますが、京都市では、大幅な人件費削減を断行してきたところであり、不断の改革に取り組んでいることを御理解いただき、こうした交付税削減は行わないでいただきたい。

(3) 大都市特例税制の創設をはじめとする大都市の実態に合った税財政措置

京都市をはじめとする指定都市が、大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自律的な行財政運営が行えるよう、大都市特例税制の創設など、大都市の実態に見合った税財政措置を講じることを強く要望します。

